

## 期 中 の 評 価 個 表

事業名	直轄地すべり防止事業	事業計画期間	昭和39年度～平成34年度(59年間)															
事業実施地区名 (都道府県名)	祖谷川(いやがわ) (徳島県)	事業実施主体	四国森林管理局 徳島森林管理署															
事業の概要・目的	<p>当地区では大規模な地すべりが発生し、相当の事業費と脆弱な地質に対応した高度な技術が必要であったことから、徳島県、旧東祖谷山村(現三好市)の強い要請を受け、昭和39年度から直轄地すべり防止事業に着手した。その後、昭和50年、昭和55年、昭和57年、平成2年、平成10年、平成11年、平成12年、平成14年の台風等の豪雨によって地すべり活動が活発化しており、事業内容を見直しつつ現在に至っている。なお、平成12年から平成14年にかけて、集中豪雨等の影響により地すべり活動が活発化した。そのため、その後に実施した地すべり防止工事の検討結果に基づき、事業内容を見直すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：山腹工6ha、溪間工109基、集水井工159基</li> <li>・総事業費：29,818,000千円(平成15年度の評価時点：26,498,000千円)</li> </ul>																	
1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成12年から平成14年にかけて、集中豪雨等の影響により地すべり活動が活発化したため地すべり防止工事の検討を行ない、総事業費を26,498,000千円から29,818,000千円に見直し、事業計画期間の終期を平成23年度から平成34年度に延長する。なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用(C)</td> <td></td> <td>43,477,633千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>山地保全便益</td> <td>68,314,503千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境保全便益</td> <td>677,486千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>68,991,989千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td></td> <td>1.59</td> </tr> </table>			総費用(C)		43,477,633千円	総便益(B)	山地保全便益	68,314,503千円		環境保全便益	677,486千円		計	68,991,989千円	分析結果(B/C)		1.59
総費用(C)		43,477,633千円																
総便益(B)	山地保全便益	68,314,503千円																
	環境保全便益	677,486千円																
	計	68,991,989千円																
分析結果(B/C)		1.59																
2 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会的情勢の変化	<p>当地区は、基岩が著しく破碎され脆弱で大規模な山腹崩壊や地すべり性の崩壊を起こし易い御荷鉾(みかぶ)構造線沿いに位置しており、融雪や豪雨の都度、山腹崩壊による森林被害、崩壊土砂流出被害が発生している。事業着手後、下流に多目的ダムの名頃ダムが設置され水需要も増大していることから、引き続き本事業による水源かん養機能や土砂流出防止機能の高度発揮が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な保全対象：人家184戸、国県道8km、市道14km</li> </ul>																	
3 事業の進捗状況	<p>地すべり防止のため地下水を排除する集水井工等を実施した。また、崩壊地では、崩壊地の拡大防止や森林に早期復元するため山腹工を、荒廃溪流では、不安定土砂の流出防止や溪岸侵食の防止を図るため溪間工を実施した。平成19年度までの事業の進捗率は68%(事業費)である。</p>																	
4 関連事業の整備状況	<p>本事業施工地の下流域及び隣接区域で、国土交通省及び徳島県が各々地すべり防止事業、治山事業を実施している。実施に当たっては、関係機関による調整会議を開催し、十分な連携を図りながら効率的に事業を実施し総合的な事業効果が発揮されるよう努めている。</p>																	
5 地元(受益者、地方公共団体等の意向)	<p>当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し、脆弱な地質であり、過去に土砂の流出及び地すべり性崩壊により、人家、国道に被害が発生した地区である。当該事業は地すべりによる被害を防止、軽減するための対策を実施しているが、現在も地すべり現象は地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼしていることから、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため事業を継続し、早期概成を要望する。(徳島県)</p> <p>当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し、脆弱な地質構造であり、過去に土砂の流出及び地すべり性崩壊により、人家、国道に被害が発生した地区である。当該事業は昭和39年度より実施されており、今なお地すべりの現象は市民の日常生活に多大な影響を及ぼしていることから事業の継続、早期施工を要望する。(三好市)</p>																	
6 事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の状況に応じて最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討し、転石等の現地発生材を利用する工法等、コスト縮減に繋がる工法の採用に努めるとともに、事業実施に当たっても事業費の低減等を図る。また、工事の際に発生した巨石を護岸工事に利用し景観への配慮、工期の短縮、経費の削減を図ることとする。</p>																	
7 代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>																	
第三者委員会の意見	<p>事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望もあることから、今後とも周辺環境に配慮しつつ計画変更のうえ事業を継続実施することが望ましい。</p>																	

評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要性： 地すべりを放置すれば大規模な滑落崩壊が懸念され、下流域の人家等に被害が及ぶ恐れがあり、地元から安全安心な生活を求める要望も強いことから、事業の必要性が認められる。</li><li>・効率性： 現地の状況に応じた最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討しコスト低減を図っていることから、事業の効率性が認められる。</li><li>・有効性： 本事業により地すべりの防止、崩壊地の復旧及び溪床堆積土砂の安定化等下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li></ul> <p>上記 ~ の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、計画変更のうえ事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施方針： 計画変更のうえ事業を継続する。</li></ul>
------------	---